

権利取得の主な要件.pdf

	農地法	農業経営基盤強化促進法
権利の受け手	<p>権利を取得しようとする者又はその世帯構成員等が、①から⑦に該当すること。</p> <p>①農地又は採草牧草地の全てについて効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うこと。 〈全部効率利用要件〉</p> <p>②法人の場合は、農地所有適格法人であること。 〈農地所有適格法人要件〉</p> <p>③個人の場合は、農作業に常時従事すること。 〈農作業常時従事要件〉</p> <p>④周辺地域の農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないこと。 〈地域との調和要件〉</p>	<p>利用権の設定を受ける者（買い手・借り手）が、①②に該当すること。</p> <p>①農用地等の全てについて効率的に耕作又は養畜の事業を行うこと。</p> <p>②農作業に常時従事すること。 （農地所有適格法人を除く。）</p>
主な要件	<p>農作業に常時従事しない個人及び農地所有適格法人以外の法人の解除条件貸借の場合は①④に加え、⑥から⑧を満たすこと。</p> <p>⑤書面による解除条件付貸借契約</p> <p>⑥地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。</p> <p>⑦法人の場合は、役員が1人以上が耕作又は養畜の事業に常時従事すること。</p>	<p>農作業に常時従事しない個人及び農地所有適格法人以外の法人の解除条件貸借の場合は①に加え、③④を満たすこと。</p> <p>③地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。</p> <p>④法人の場合は、役員が1人以上が耕作又は養畜の事業に常時従事すること。</p>
その他	<p>○信託の引き受けによる権利取得は原則禁止 〈信託引受禁止〉</p> <p>○転貸は原則禁止 〈転貸・質入れの禁止〉</p>	<p>○農用地利用集積計画の内容については、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進基本構想）※ に適合すること。</p> <p>※農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（仁木町）</p>

注) 農地の権利移動（売買・贈与・賃貸借）は、農業委員会の許可・決定を必要とします。
詳しいことは、農業委員会事務局にお問い合わせください。